

4 医 安 第 6 9 3 号
令 和 4 年 9 月 1 3 日

関 係 団 体 の 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

B A. 5 対 策 強 化 宣 言 の 一 部 変 更 に つ い て (通 知)

本県では、8月5日からB A. 5 対策強化宣言により感染拡大の抑制に取り組んでまいりましたが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、B A. 5 対策強化宣言を一部変更することといたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

< 添 付 文 書 >

別紙1 「B A. 5 対策強化宣言」の変更点

別紙2 B A. 5 対策強化宣言 本文 (見え消し版)

< 県 W E B ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp